

2018年漁業センサス試行調査
流通加工調査



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

平成29年7月1日調査

この調査票は、再来年1月に予定している2018年漁業センサスの実施に向けて、調査実施上の課題等を明らかにするためのもので、それ以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありませんので、ありのままを記入してください。

〔記入上の注意〕

- 1 記入に当たっては、「冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の記入の仕方」をよく読んでから記入してください。
- 2 調査票の内容については、本年（平成29年）の7月1日現在で記入する箇所と、過去1年間で記入する箇所があります。過去1年間の場合は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの1年間について記入してください。

〔問い合わせ先〕

【統計調査員】 氏 名： 電話番号：	月 日（ ） 午前・午後 時ごろに 調査票の回収に伺いますので、 それまでに該当する箇所の記入 をお願いします。
---	---

《地方農政局等連絡先》

〔事務処理欄〕

区分コード

事業所の形態コード

事業所の区分コード

- 1：個人
2：会社
3：漁協、漁連、生産組合
4：水産加工組合、加工連
5：その他の組合
6：その他

- 1：冷凍・冷蔵工場のみ
2：水産加工場のみ
3：両方

大海区 都府県（振興局） 市区町村 漁業地区 客体番号

- - - -

市区町村名

漁業地区名

1 法人化していますか。該当に☑を入れてください。

法人でない ☐

法人である ☐ →

2 法人の方は、法人番号（13桁）の記入をお願いします。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

法人番号を活用した統計の精度向上及び効率化の取組に使用させていただきます。
個人のマイナンバー（12桁）を誤って記入しないようご注意ください。

I 事業所の概要

1 過去1年間（平成28年7月1日～平成29年6月30日）に事業所で営んだ事業について当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

また、そのうち事業の収入が一番多かったものについて、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

冷蔵倉庫業とは、冷凍・冷蔵施設で寄託品の保管を行う事業で、倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づくものをいいます。

水産物卸売業とは、水産物を出荷者からの販売委託又は買い受けて卸売りする事業をいいます。

水産物仲卸（買）業とは、水産物を卸売業者から買い、小売店などに販売する事業をいいます。

水産物小売業とは、水産物仲卸（買）業者から水産物を買、消費者に販売する事業をいいます。

冷蔵倉庫業	水産物加工業	漁業・養殖業	水産物卸売業	水産物仲卸（買）業	水産物小売業	その他
1	2	3	4	5	6	7
1	2	3	4	5	6	7

営んだ事業 （該当すべてに○印）	101
主とする事業 （一つに○印）	102

2 過去1年間の事業所における従業員数を記入してください。

単位：人

		男	女
計	111		
経営主・役員等	112		
雇 用 者	113		
うち、 臨時労働者	114		

役員等とは、常勤の役員等をいい、実際の仕事に従事していない人は含みません。

雇用者とは、賃金・給与（現物給与を含む）を支給されている人）及び出向・派遣受入者（他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含まない。）をいいます。

臨時労働者とは、雇用契約期間が1か月未満の人、日々雇用されている人をいいます。

3 7月1日現在の事業所における**従業者数**を記入してください。

単位：人

常時 従業者	男	121				
	女	122				



うち、外国人	123				
--------	-----	--	--	--	--

単位：人

その他	男	124				
	女	125				



うち、外国人	126				
--------	-----	--	--	--	--

従業者とは、以下の①～④のいずれかに該当する人をいいます。

- ① 個人事業主及び無給の家族従事者
- ② 常勤の役員
- ③ 雇用者（賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されている人）
- ④ 出向・派遣受入者

なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含みません。

常時従業者とは、上記の①及び②に加え、③又は④のうち、以下の⑤～⑥のいずれかに該当する人をいいます。

- ⑤ 期間を定めずに従事している人
- ⑥ 1か月以上の期間を定めて従事している人

その他とは、常時従業者以外の従業者をいいます。
例：1か月未満の期間を定めて雇用されている人、日々雇用されている人、など

うち、外国人には、「常時従業者」及び「その他」のそれぞれに含まれている外国人の人数を記入してください。

なお、外国人研修・技能実習制度における雇用契約に基づく技能等修得活動及び修得した技能等を要する業務に従事している場合は従業者に含めますが、講習による知識修得活動期間中の者は従業者に含めません。

Ⅱ 冷凍・冷蔵工場

以下に該当する場合は、このページを記入してください。
該当しない場合は次のページへ進んでください。

主機10馬力（7.5kw）以上の冷凍・冷蔵施設を所有し、調査日前1年間（平成28年7月1日～平成29年6月30日）に水産物を低温保管した事業所又は水産物の凍結作業を行った事業所が対象です。

なお、冷蔵庫保管業の他、水産加工場が所有する主機10馬力（7.5kw）以上の自家用冷凍・冷蔵庫で、加工原料や製品を保管した場合も含めます。

1 事業所の冷凍・冷蔵庫の用途について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

営業用とは、倉庫業法に基づき営業許可を受けた冷蔵倉庫で、水産物の保管に用いるものをいい、自営品のみを扱った工場であっても、倉庫業法に基づくものは含めます。
自家用とは、倉庫業法に基づかない冷蔵倉庫で、水産物の保管に用いるものをいい、寄託品を扱っている工場であっても、倉庫業法に基づかないものは含めます。

	営業用	自家用
201	1	2

2 過去1年間に事業所の冷凍・冷蔵庫を利用した利用者について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

また、そのうち在庫量が一番多かった利用者について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

漁業協同組合等には、漁業協同組合の他、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会を含めます。
漁業者には、個人の他、会社等の法人を含めます。
水産加工業協同組合等には、水産加工業協同組合の他、水産加工業協同組合連合会、その他の加工組合（事業協同組合、企業組合等）を含めます。
加工業者には、個人の他、会社等の法人を含めます。

		寄託品							自営品
		漁業協同組合等	漁業者	水産加工業協同組合等	加工業者	卸売業者	買受人	その他	
利用者 (該当すべてに○印)	211	1	2	3	4	5	6	7	8
主な利用者 (一つに○印)	212	1	2	3	4	5	6	7	8

3 事業所の冷凍・冷蔵庫の冷蔵能力（収容トン数）及び1日当たりの凍結能力をトン単位で記入してください。

		単位：トン			
冷蔵能力	221				

		単位：トン／日			
凍結能力	222				

（冷蔵能力の換算率） $1\text{m}^3 = 0.4\text{トン}$

Ⅲ 水産加工場

以下に該当する場合は、このページ以降を記入してください。
該当しない場合は、9ページの記入者及び電話番号を記入して
終わりです。

調査日前1年間（平成28年7月1日～平成29年6月30日）に、販売を目的として、
水産物を原料として加工製造を行った事業所の方が対象です。

なお、漁業を営む事業所・世帯であっても、加工製造のための作業場等を有し、か
つ専従の従事者を雇って加工製造を行っている場合も対象となります。

※ 水産加工品とは、水産動植物を主原料（原料割合で50%以上）として製造された
食料加工品、飼肥料をはじめ、生鮮水産物を凍結した冷凍水産物のことです。

- 1 過去1年間に事業所で生産したすべての水産加工品について、その種類ごとに生産量
をkg単位で記入してください。

			301				301						
			生 産 量				生 産 量						
ねり製品	かまぼこ類	①					煮干し品	煮干しいわし	①7				
	魚肉ハム・ソーセージ類	②						しらす干し	①8				
冷凍食品	魚介類	かに類	③					煮干しいかなご・こうなご	①9				
		その他	④					干し貝柱	②0				
	水産物調理食品		⑤					その他	②1				
素干し品	するめ	⑥					塩蔵品	塩蔵いわし	②2				
	いわし	⑦						塩蔵さば	②3				
	その他	⑧						塩蔵さけ・ます	②4				
塩干品	干しいわし	⑨						塩蔵たら・すけとうだら	②5				
	干しあじ	⑩					塩蔵さんま	②6					
	干しさんま	⑪					その他	②7					
	干しさば	⑫					くん製品	②8					
	干しかれい	⑬					缶・びん詰	②9					
	干しほっけ	⑭					寒 天	③0					
	干しはたはた	⑮					油 脂	③1					
	その他	⑯					飼 肥 料	③2					

1 過去1年間に事業所で生産したすべての水産加工品について、その種類ごとに生産量をkg単位で記入してください。（つづき）

単位：kg

			301				
			生 産 量				
節 製 品	節 類	かつお節 (33)					
		かつおなまり節 (34)					
		さば節 (35)					
		その他 (36)					
け ず り 節	かつおけずり節 (37)						
	その他 (38)						
そ の 他 の 食 用 加 工 品	塩 辛 類	いか塩辛 (39)					
		その他 (40)					
	水産物漬物 (41)						
	調 味 品	水つくこんぶ (42)					
		産だ煮物類 (43)					
	加 工 品	乾燥揚げいか製品 (44)					
		焙焼・加工品 (45)					
その他の調味加工品 (46)							
その他 (47)							
生 鮮 冷 凍 水 産 物	冷凍まぐろ類 (48)						
	冷凍かつお類 (49)						
	冷凍さけ・ます類 (50)						
	冷凍いわし類 (51)						
	冷凍まあじ・むろあじ類 (52)						
冷凍さば類 (53)							

			301				
			生 産 量				
生 鮮 冷 凍 水 産 物 (つづき)	冷凍さんま (54)						
	冷凍たら類	冷凍まだら (55)					
		冷凍すけとうだら (56)					
	冷凍ほっけ (57)						
	冷凍いかなご・こうなご (58)						
	冷凍はたはた (59)						
	冷凍たい類 (60)						
	冷凍ほたてがい (61)						
	冷凍いか類 (62)						
	冷凍かに類 (63)						
	冷凍かき類 (64)						
	その他冷凍魚類・冷凍水産物類 (65)						
	冷 凍 す り 身	すけとうだら (66)					
		いわし・さば (67)					
		ほっけ (68)					
		その他 (69)					

単位：枚

焼・味付のり (70)							00
-------------	--	--	--	--	--	--	----

原料の板のりに換算した枚数を記入してください。

2 過去1年間に事業所で生産したすべての水産加工品について、年間の販売金額が最も多かった種類を、上記1の番号①～⑦⑩から一つ選んで記入してください。

年間販売金額第1位の水産加工品の種類	311	
--------------------	-----	--

- 3 過去1年間の事業所における水産加工品の販売金額（消費税を含む。）について、**当てはまる番号を一つ○で囲んでください。**

100 万円 未満	100 万円 500 万円 未満	500 万円 1,000 万円 未満	1,000 万円 5,000 万円 未満	5,000 万円 1 億円 未満	1 億円 5 億円 未満	5 億円 10 億円 未満	10 億円 以上					
単位：億円												
321	1	2	3	4	5	6	7	8	322			

「10億円以上」の場合は、金額も記入してください。

水産加工品以外の製品を販売している場合は、事業所の総販売金額（消費税を含む。）のうち、水産加工品のための販売金額（消費税を含む。）に該当する区分を○で囲んでください。

製造した水産加工品を自社の他事業所へ加工原料として提供した場合には、その分の金額は販売したものとして見積もってください。

- 4 過去1年間の事業所における水産加工品の出荷先について、**当てはまる番号をすべて○で囲んでください。**

小売業者はスーパー（量販店含む）や鮮魚商等へ出荷している場合をいいます。
流通業者（輸出除く）は、卸売問屋等に国内向けに出荷している場合をいいます。
自家販売は、自家店舗・通販、センターネット販売、行商などで販売している場合をいいます。
直売所は、直売所や道の駅など場所を借りて販売している場合をいいます。

漁協、加工協等の組合	加工業者	流通業者（輸出除く）	小売業者・生協	外食産業・給食業者等	卸売市場又は荷さばき所	自家販売・直売所	輸出	その他	
331	1	2	3	4	5	6	7	8	9

5 過去1年間の事業所における原材料（水産動植物）の仕入れ状況について

- (1) 原材料に占める国産品の割合（重量ベース）について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

	すべて 国産	70 % 以上	50 % 70 % 未満	30 % 50 % 未満	30 % 未 満	すべて 輸入
341	1	2	3	4	5	6

1～5を選んだ方は(2)もお答えください。

- (2) 事業所における国産原材料の仕入先について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

	漁 業 者	漁 業 協 同 組 合	そ の 他
342	1	2	3

漁業協同組合には、漁業協同組合が開設する魚市場から仕入れた場合を含めてください。

その他には、漁業を営む事業所・世帯において加工原料を自ら漁獲・収獲している場合、含めてください。

6 製品製造の工程管理内容について

- (1) 7月1日現在で、事業所におけるHACCPの導入状況について**当てはまる番号を一つ〇で囲んで**ください。（国や業界団体等による第三者認証の他、取引先による二者間認証やHACCPの導入について自己宣言している場合も含めます。）

	導入している	導入していない	導入を決定している
351	1	2	3

導入していないが導入を決定している場合は、3のみ〇で囲んでください。

HACCP（ハサップ）とは、原材料の受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの潜在的な危害を予測した上で、危害の発生防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録することにより、製品の安全性を確保する工程管理システムをいいます。

1又は3を選んだ方は(2)もお答えください。

- (2) HACCPを導入している（導入を決定している。）理由について、**当てはまる番号をすべて〇で囲んで**ください。

	製品の高付加価値化のため	事故等のリスク削減のため	輸出先の基準を満たすため	その他
352	1	2	3	4

内容の問合せのみに使用させていただきますので、記入された方の氏名と電話番号の記入をお願いします。

記入者：

電話番号：

調査は以上で終わりです。
ご協力ありがとうございました。